

# 議第78号 呉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について

## 1 経緯及び改正の趣旨

つばき会館6階は、産業部港湾漁港課と職員厚生会館の事務室等として使用されていましたが、新庁舎建設等に伴い現在は使用されていません。そのスペースを活用し、より多くの市民の生涯学習の場を確保するため、改修工事により集会室を新設し、当該集会室の使用料の額を定めるものです。

## 2 改正の内容

### (1) 集会室の新設

6階に集会室（7室）を新たに設けます。各集会室の概要は次の表のとおりです。

集会室名	用途	面積	仕様等
601室	会議等	43.39㎡	
602室		44.18㎡	
603室		52.78㎡	
604室		44.18㎡	
605室	音楽活動等	49.68㎡	防音仕様
606室	会議等	69.10㎡	畳敷き
607室	軽運動等	179.31㎡	防音仕様、壁面姿見等

### (2) 使用料の設定

当該集会室の使用料の額は、現行の呉市生涯学習センターの使用料を基準として設定します。

【参考】呉市生涯学習センターの現在の施設概要

4階 集会室（7室）、音楽ホール

5階 集会室（8室）

7階 体育館

## 3 施行期日

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日（平成28年12月1日予定）。なお、使用の申請等については条例の公布後から行うことができるよう付則で定めます。

## 4 第4次呉市長期総合計画との整合性

### 第3節 教育分野

#### 第2項 社会教育

##### 2 生涯学習の推進

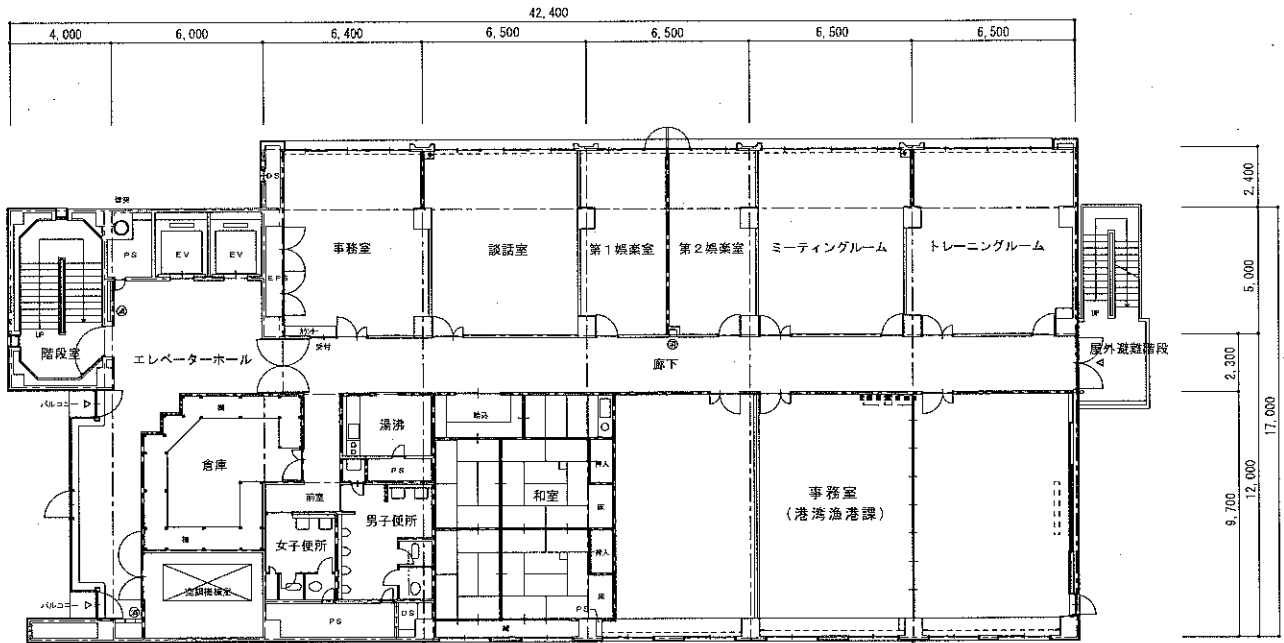
5 関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項

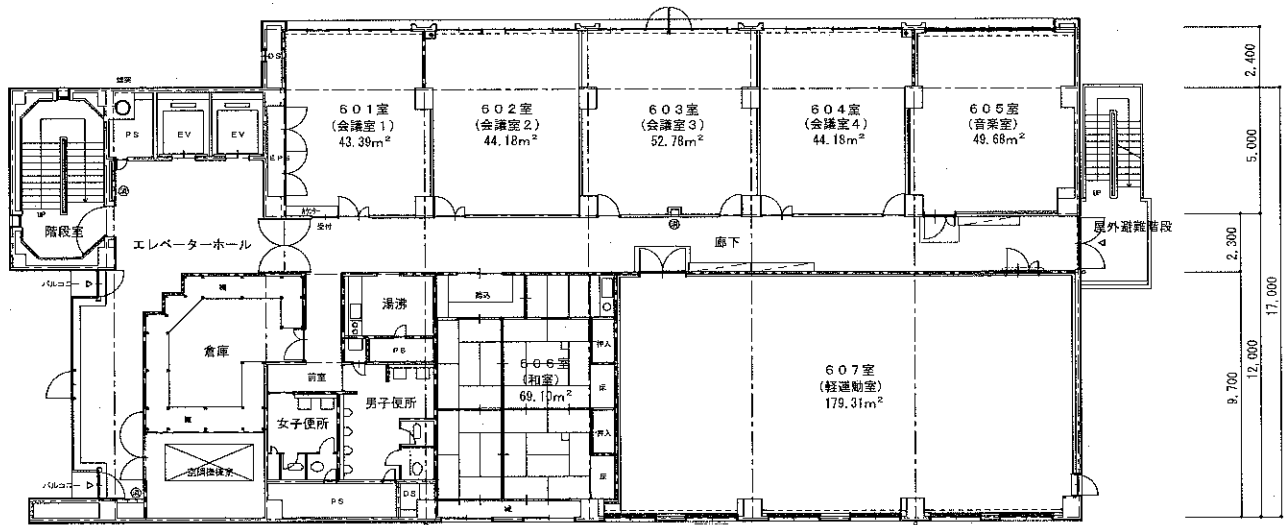
6 新旧対照表

現行	改正案																															
別表第2（第9条，第10条関係） 呉市生涯学習センター集会室使用料	別表第2（第9条，第10条関係） 呉市生涯学習センター集会室使用料																															
1 4階集会室 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"><tr><td>（略）</td></tr></table>	（略）	1 4階集会室 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"><tr><td>（略）</td></tr></table>	（略）																													
（略）																																
（略）																																
2 5階集会室 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"><tr><td>（略）</td></tr></table>	（略）	2 5階集会室 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"><tr><td>（略）</td></tr></table>	（略）																													
（略）																																
（略）																																
	3 6階集会室																															
	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用 時間</th> <th colspan="7">1時間までごとに</th> </tr> <tr> <th>601 室</th> <th>602 室</th> <th>603 室</th> <th>604 室</th> <th>605 室</th> <th>606 室</th> <th>607 室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8時 30分 ～17 時</td> <td>300 円</td> <td>300 円</td> <td>300 円</td> <td>300 円</td> <td>300 円</td> <td>400 円</td> <td>1,20 0円</td> </tr> <tr> <td>17時 ～22 時</td> <td>300 円</td> <td>300 円</td> <td>400 円</td> <td>300 円</td> <td>400 円</td> <td>500 円</td> <td>1,50 0円</td> </tr> </tbody> </table>	使用 時間	1時間までごとに							601 室	602 室	603 室	604 室	605 室	606 室	607 室	8時 30分 ～17 時	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円	400 円	1,20 0円	17時 ～22 時	300 円	300 円	400 円	300 円	400 円	500 円	1,50 0円
使用 時間	1時間までごとに																															
	601 室	602 室	603 室	604 室	605 室	606 室	607 室																									
8時 30分 ～17 時	300 円	300 円	300 円	300 円	300 円	400 円	1,20 0円																									
17時 ～22 時	300 円	300 円	400 円	300 円	400 円	500 円	1,50 0円																									
備考 1～3 （略）	備考 1～3 （略）																															

# 7 平面図



施工前



施工後